国際市民セミナーを共催

化学物質汚染のない世界をめざして EUの新しい化学物質規制－REACH

REACH（コラム参照）は、対象物質の多い総合的な化学物質規制なので導入されれば、化学物質による健康影響や環境汚染が低減されます。しかも、このシステムは欧州だけでなく、これからの世界中の化学物質管理のあり方を大きく変える内容を含んでいます。

それだけに、化学業界や米国政府を筆頭に猛烈な攻撃や抵抗にさらされています。欧州議会での審議の行方が注目される所以です。そこで、国民会議、有害化学物質削減ネットワーク、化学物質問題市民研究会、WWFジャパン、グリーンピース・ジャパン、全国労働安全衛生センター、2004年アスベスト東京会議組織委員会の7団体は、11月23日、東京・豊島区の東京芸術劇場で、REACHに関する国際市民セミナーを開催しました。

人間の制御を超える化学物質をどう規制するか

ナディア・ハヤマさん

（グリーンピース・インターナショナルの政策担当シニア・オフィサー、ベルギー）

●代替原則の徹底と挙証責任の転換がカギ

毎日、私達は様々な合成化学物質に曝されています。というのも、電機製品、衣服、化粧品、家具など日常使用する消費財に含まれているからです。中には慢性病の原因になるものもあります。しかし、多くの化学物質は十分な情報が公開されていないため、対策を立てることすらできない状況にあります。

REACHは、こうした情報不足を解消するという目的を持って提案されました。しかし、極めて危険性の高い化学物質で、しかも安全性の高い代替品が存在する場合でも引き続き使用できる、という抜け道が付け加えられました。これは、大変困ったことです。安全な化学物質体系を実現する上で、最も重要なステップは「より有害性の低い、又は無害の化学物質にできるだけ代替していく」という“代替”原則です。

一方、代替原則を実施した場合には、様々なメリットがあります。環境を汚さない“グリーン・ケミストリー”への転換を誘発する、自主的に規制している事業者とそれ以外との不公平を是正する、化学産業への信頼感が回復に向かう、難分解性の化学物質を順次削減することができるなどです。

非伝染性の病気－先天的疾病、免疫性疾患、発達不良、神経症やガンなどーの増加は、化学物質に起因するとの懸念が高まっています。従来のように、人体や環境に被害が出るのを待って対応するというのでは、取りかえしのつかない被害をもたらすことになります。

代替原則の採用と挙証責任を規制当局から企業に転換することが、安全な環境を取り戻す道と言えます。

労働者の健康改善にREACHは必須

ローラン・ボーゲル氏
(ヨーロッパ労連　労働安全衛生部研究員、ベルギー)

●労働階層により化学物質暴露に不平等な違い

化学物質によるリスクは、今日の欧州において、事故よりも大きな死亡原因となっています。最近発表されたスペインでの調査によると、控えめに見積もっても、労働に起因する疾病で年間1万５千人が死んでいること、その主な病気はガンであり、その主原因は化学物質であることが分かりました。関連する他の調査でも、同様の結果が出ています。

さらに、各種の調査から浮かび上がってくるのは、化学物質に起因する病気の罹患率と社会階層とに明確な関連性があり、それが社会的に不平等なレベルまでに達しているという点です。

特に呼吸器系疾患、皮膚病、アレルギー、ガンなどにその傾向が著しいと言えます。1994年のフランスの調査では、化学物質の暴露率は、肉体労働者で54%、技術者で27%、事務職で21%、管理職はわずか８%という結果が出ました。

また、化学物質の暴露を受ける労働者の15%が、５種類以上の化学物質に曝されていることも分かりました。化学物質の暴露という観点から、社会には不平等があるわけです。

●REACHは、職場環境の改善に資する

化学物質の「登録」義務は、「評価」義務とつながっています。現在提案されている改革案は、「分類ミス」、すなわちリスクを過小評価するという事例を少なくするようにしなければなりません。

「評価」システムは、無理な運営がなされた場合、予防情報を伝達するだけのものになる恐れがあります。初期段階での評価によって、安全性に関する分類が行われ、それが製品パッケージにも反映されるわけですが、これは必要に応じて修正される必要があります。現在のシステムのままでは、初期段階での企業による評価がそのまま、最終評価になる恐れがあります。REACHは、健康影響に関し、モニタリング制度を改善する必要性があります。

次に現状では、職場において経営者は、労働環境を健康面、環境面で改善しようとの意欲が少なく、一方で、労働者はその結果を消極的に受け入れる、というのが一般的です。双方が、職場でのリスク評価を行えるようにする制度が必要です。

最後にREACHによって、欧州化学品庁や執行能力を持った機関が設立され、現存する官公庁がより積極的な施策に出ることを期待しています。

もっと詳しくお知りになりたい方は、次のウェブサイトをご覧下さい。

http://tutb.etuc.org

http://www.chemsec.org/

http://ecb.jrc.it/

http://www.europa.eu.int/comm/environment/chemicals/reach.thm

◎REACHとは

●予防原則と代替原則の導入

有害化学物質による人の健康や生態系への影響への懸念は、世界の緊急課題の一つと言えます。この課題に取り組むため、欧州では“疑わしきは予防的に規制する”という予防原則や、“少しでも安全な物質に代替する”という代替原則を取り入れた化学物質規制案REACHの導入が検討されています。

REACHとは、Registration（登録）、Evaluation（評価）、Authorization（認可）、Chemicals（化学物質）のそれぞれの頭文字をとった「化学品の登録・評価・認可」システムです。

欧州委員会が2001年に白書『今後の化学品政策のための戦略』において提案し、委員会等での議論を経て昨年10月、欧州議会及び理事会に最終案が提出されました。

●３つのポイント

提案内容には３つのポイントがあります。

①欧州域内の事業者は欧州化学品庁に取り扱う化学物質の有害性情報等の提出義務を負う。「登録」対象物質の数は約3万と言われている。

②登録された化学物質ごとに提案される試験実施計画について、ＥＵ各国の規制当局は評価し、必要に応じて試験の実施を要求することができる。「評価」対象物質の数は、約5000と言われている。

③発ガン性、変異原性、生殖毒性、難分解性、生体蓄積性などの毒性物質について製造者は使用者に許可を必要とする。